別紙２

令和８年６月改訂
港区教育委員会事務局
学校教育部教育指導担当

非常災害時等の区立幼稚園・小中学校の対応フローについて

１　大雨および暴風（台風）、大雪の発生等に伴う登下校の判断について

（１）登園・登校時の判断の流れ

①　「特別警報・危険警報 発令時」又は 「計画運休発表時」の登校の判断

【前日】

大雨および暴風(台風)、大雪、津波の発生予報

- 特別警報･危険警報　発令 → 前日午後4時までに、翌日午前6時時点にも特別又は危険警報が発令されていた場合、臨時休業とすることを幼稚園、小中学校が保護者に周知
- 特別警報･危険警報 発令の見込み → 前日午後4時までに、翌日午前6時時点にも特別又は危険警報が発令されていた場合、臨時休業とすることを幼稚園、小中学校が保護者に周知
- 計画運休の見込み → **臨時休業(授業日数に含まない)**を決定し、幼稚園･小中学校が保護者に周知
  (学校判断での「※② オンラインを活用した学び」の試行は認める)

【当日】
午前６時

○特別警報･危険警報　発令
➡※①**臨時休業(授業日数に含まない)**を決定し、幼稚園･小中学校が保護者に周知
(学校判断での※②「オンラインを活用した学び」の試行は認める)

○特別警報･危険警報　発令なし
➡※③「保護者判断による登校」を決定し、幼稚園･小中学校が保護者に周知

※①文部科学省平成31年3月29日通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」が示すとおり、学校又は学年の全部を臨時休業とした場合には、授業日数には含まないものとして記録を行う
※②「オンラインを活用した学び」…双方向授業、オンデマンド配信、オンラインを活用した課題のやり取り、クラウド上での共同編集　など広くオンラインを活用した学習活動

②　「警報発令時」　又は　「計画運休発表時」の登校の判断

【前日】

大雨および暴風(台風)、大雪、津波の発生予報

- 警報発令 → 前日午後4時までに、翌日午前6時時点にも警報が発令されていた場合、臨時休業とすることを幼稚園、小中学校が保護者に周知
- 警報発令の見込み → 前日午後4時までに、翌日午前6時時点にも警報が発令されていた場合、臨時休業とすることを幼稚園、小中学校が保護者に周知
- 計画運休の見込み → **臨時休業(授業日数に含まない)**を決定し、幼稚園･小中学校が保護者に周知
  (学校判断での「オンラインを活用した学び」の試行は認める)

【当日】
午前６時

○警報発令
➡**臨時休業(授業日数に含まない)**を決定し、幼稚園･小中学校が保護者に周知
(学校判断での「オンラインを活用した学び」の試行は認める)

○警報発令なし
➡※「保護者判断による登校」を決定し、幼稚園･小中学校が保護者に周知

※③**「保護者判断による登校」**　とは
- 住居等の場所により、強風やゲリラ豪雨などが懸念される場合があることから、登下校における安全担保のため、保護者の判断のもとで登校
- 保護者の判断で「登下校中の安全の担保」を理由として登園、登校を見合わせた場合は、出席停止扱いとし遅刻や欠席の扱いとはしません。

（２）降園・下校時の判断の流れ

①**「特別警報・危険警報 発令」**が見込まれる場合の下校の判断

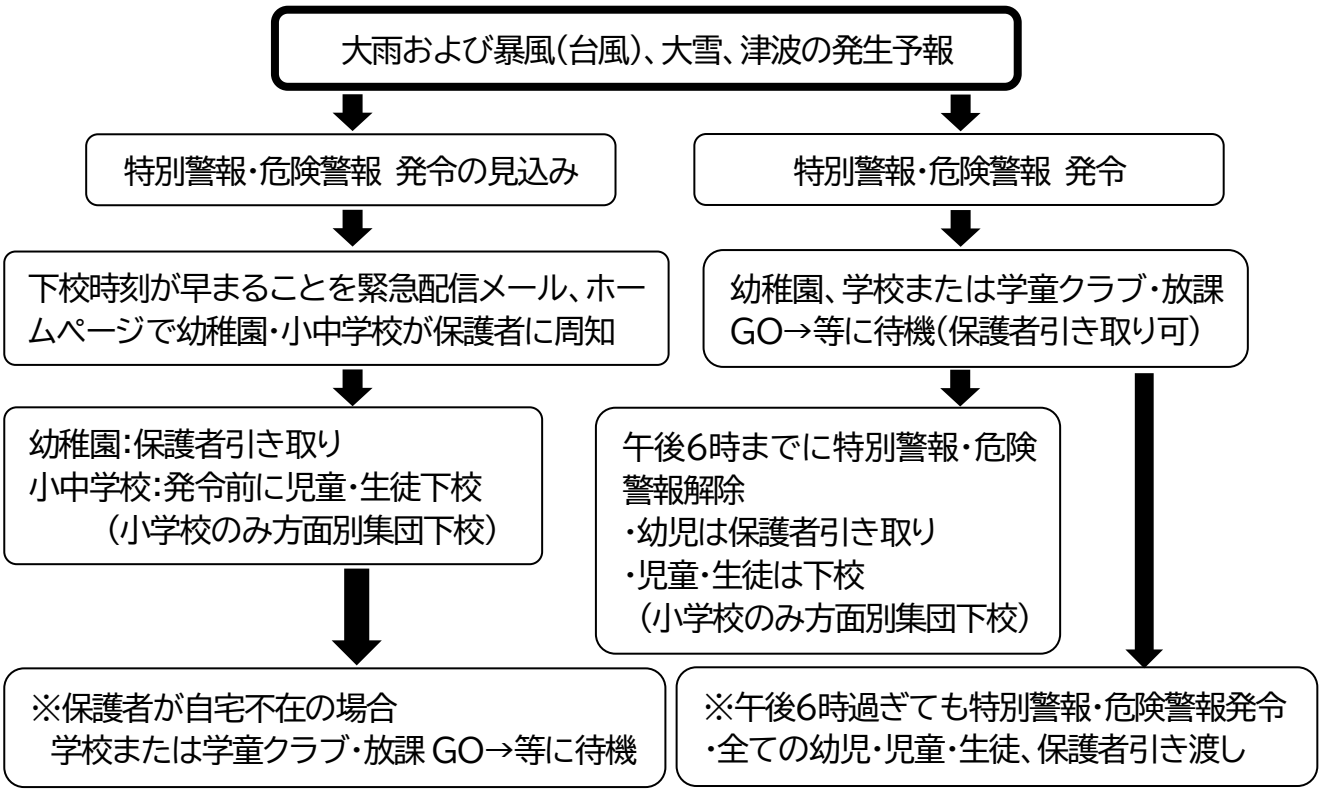

②**「警報発令」**が見込まれる場合の下校の判断

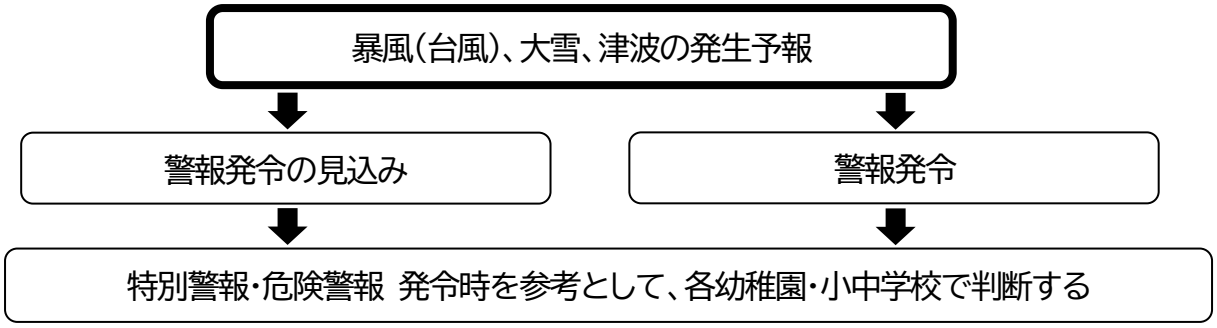

※津波警報の場合、芝浜小・芝浦小・港南小・港陽小・港南中・港陽中および、芝浦・港南地区に下校する児童・生徒については、保護者への引き渡しとし、保護者の迎えがあるまで校舎内の上層階で留め置き

２　「震度５弱以上の地震」が発生した時の下校について

地震の発生

震度5弱以上の震度を確認

幼稚園：保護者引き取り
小中学校：学校または学童クラブ・放課 GO→等に待機し、保護者引き取り

震度4以下の震度を確認

安全点検後、通常の教育活動再開

３　「熱中症特別警戒アラート発令時」の対応について

【前日】

午後2時頃　熱中症特別警戒アラートの発令

教育委員会事務局が
学校および関係課に情報提供

臨時休業（授業日数に含まない）を決定し、幼稚園・小中学校が保護者に周知

【当日】

臨時休業
保護者の就労の関係等により、登校せざるを得ない児童がいた場合には、午前中は自習などの見守りを行う